

日光市ブロック塀等撤去費補助金 手続きのご案内

●補助金を受けるための条件

【申請時期に関する条件】

1. 申請年度中に事業が終了し、2月までに市に完了報告ができること。
2. 交付決定を受けてから事業(契約行為や確認申請等)に着手すること

【対象ブロック塀に関する条件】

1. 市内各小学校の学校長が指定する通学路又はこれに準ずるものとして市長が認める道路(以下「通学路」という。)に面しているもの
2. 通学路の地面からの高さ(コンクリートブロック、石、れんがその他これらに類する材料を使用していない部分の高さを除く。以下この号において同じ。)が80センチメートルを超えるもの(擁壁等の上に築造されている場合は、当該擁壁等を含めた高さの合計が80センチメートルを超え、かつ、当該擁壁等を除く部分の高さが60センチメートルを超えるもの)
3. 事前相談の結果、倒壊又は転倒の危険性があると判断されたもの

【工事に関する条件】

1. 市内に築造された補助対象ブロック塀等を解体し、撤去する工事であること
※対象ブロック塀はすべて撤去し、高さを低くする工事は対象外とする
2. 対象ブロック塀等が築造されている土地の販売を目的とした工事でないこと
3. 都市計画法に規定する開発行為に伴う工事でないこと。
4. 国、地方公共団体等が行う移転補償に係る事業に伴う工事でないこと
5. 災害復旧事業に伴う工事でないこと

【補助対象者に関する条件】

1. 補助の対象となる者は、補助対象工事の契約者とする
2. 対象ブロック塀等を撤去することについて、ブロック塀等及び土地所有者の同意を得ていること。
3. 国税、県税並びに市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料及びし尿汲取手数料の滞納がないこと

～申請の流れ～

手続きに必要な書類は以下のサイトからダウンロード可能です↓

◎下記サイトからのオンライン申請も可能です

<https://www.city.nikko.lg.jp/kenchiku/burokkubei.html>

①事前相談【申請者】

以下の書類を用意して市に相談してください

1. 日光市ブロック塀等撤去費補助金事前相談書【市 HP よりダウンロード】
2. 案内図…対象となるブロック塀の場所がわかる地図
3. ブロック塀等の状態が確認できる写真など

②交付申請【申請者】

以下の書類を市に提出してください

【ブロック塀等撤去費補助金】

1. 日光市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書【市 HP よりダウンロード】
2. 納税証明書と市税完納証明書【鹿沼税務署・鹿沼県税事務所・日光市税務課、水道課で取得可能】
※国税、県税並びに市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料及びし尿汲取手数料の未納がないことが確認できる書類
3. ブロック塀及び土地所有者が確認できる書類
4. 申請者が対象ブロック塀等を撤去することについて所有権者の同意が得られていることが確認できる書類（申請者が所有権者でない場合に限る。）
5. 補助対象工事に係る見積書の写し
※補助金額算定対象部分と非対象部分とを明らかにしたもの

◎納税証明書及び所有権者に関する書類は原本を必要とするため、オンライン申請を利用の場合は別途郵送の案内をいたします。

③交付決定【市】

市から申請者に対し交付決定通知を送付します。

※交付決定後 60 日以内に事業（契約行為等を含む）に着手してください。

④完了報告【申請者】

事業が完了したら以下の書類を市に提出してください。

1. 日光市ブロック塀等撤去費補助金事業完了報告書【市 HP よりダウンロード】

2. 補助対象工事に係る請求書の写し
※補助金額算定対象部分と非対象部分とを明らかにしたもの
3. 補助対象工事に係る費用の支払いを確認できる書類
4. 補助対象工事に係る契約書の写し
5. 補助対象工事の施工後の写真(施工前のものと同じ位置から撮影したもの)

⑤額の確定【市】

市から申請者に対し、補助金の額が決定したことを知らせる確定通知書を送付します。

⑥請求書の提出【申請者】

確定通知書受取後、以下の書類を市に提出してください。(2月頃までに提出をお願いします)

1. 補助金請求書【市 HP よりダウンロード】

⑦補助金の支払い【市】

内容確認後、市から補助金の支払いをいたします。※振込日は別途お知らせいたします。

以上が補助金受取までの流れとなります。

ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

【問合せ先】

日光市役所 建築住宅課 建築指導係
耐震補助金担当

TEL:0288-21-5197

Mail:kenchiku-jyutaku@city.nikko.lg.jp